

市職員の給与などをお知らせします

職員の給与は、人事院勧告や他の地方公共団体との均衡を考慮して、条例で定められています。令和3年度の市職員の給与等の状況について、その概要をお知らせします。

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915 ☎23-3920

職員の給与

令和3年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和2年度の 人件費率
5万8,487人	320億6,643万1千円	15億1,993万3千円	45億506万6千円	14.04%	12.9%

令和3年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)	令和2年度 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
418人 (765人)	13億9,096万2千円 (20億4,729万5千円)	1億6,265万5千円 (1億9,145万7千円)	5億4,722万3千円 (6億8,340万6千円)	21億84万円 (29億2,215万8千円)	503万円 (382万円)	507万円 (368万円)

(注) ・職員手当には退職手当を含みません。
 ・職員数は、令和3年4月1日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。
 ※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち、公営企業等会計を除いた会計のことです。
 ・()内は、フルタイム会計年度任用職員を含んだ数値です。

職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(令和3年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	41.7歳	30万7,900円	36万5,171円
香川県	43.3歳	32万5,600円	35万6,069円
国	43.0歳	32万5,827円	-

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	57.7歳	29万5,900円	32万4,200円
香川県	53.6歳	31万4,023円	32万8,355円
国	50.9歳	28万6,947円	-

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	39.7歳	28万5,800円	31万7,034円
香川県	42.3歳	35万930円	37万7,604円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和3年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
		一般行政職	大学卒	25万7,280円	-
	高校卒	22万1,650円	31万5,900円	37万1,200円	38万5,350円

(注) 「-」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

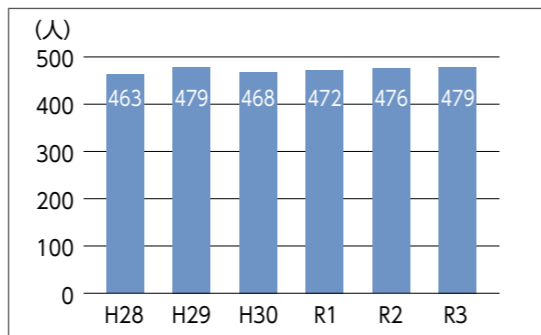
平均給料月額

令和3年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給を平均したもの

平均給与月額

給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を平均したもの

職員数の推移(全職員)



令和3年度の職員の手当

区分	観音寺市		香川県		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当・勤勉手当	6月期	1.275月分	0.95月分	1.275月分	0.95月分	市と同じ
	12月期	1.275月分	0.95月分	1.125月分	0.95月分	
	計	2.55月分 (1.45)月分	1.9月分 (0.9)月分	2.4月分 (1.35)月分	1.9月分 (0.9)月分	
職制上の段階職務の級等による加算措置 令和3年度1人当たり平均支給額	有		有		有	
	131万2千円		165万円		-	

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

区分	観音寺市		国	
	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合 応募認定・定年
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年退職前加算措置 (2~20%)		// (2~45%)	

職員数 (令和3年4月1日現在)

部門別職員数の状況 (単位:人)

部門	区分	令和3年	対前年増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	1
		総務企画	88	0
		税務	24	0
		民生	113	▲1
		衛生	41	▲1
		労働	1	0
		農林水産	20	0
		商工	8	▲1
		土木	30	2
		計	331	0
		教育部門	87	1
		消防部門	0	0
		小計	418	1
公営企業等部門	水道	17	0	
	下水道	9	▲1	
	交通	2	▲1	
	その他	33	4	
	小計	61	2	
合計		479 [500]	3 [0]	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。
 []内は、条例定数の合計です。

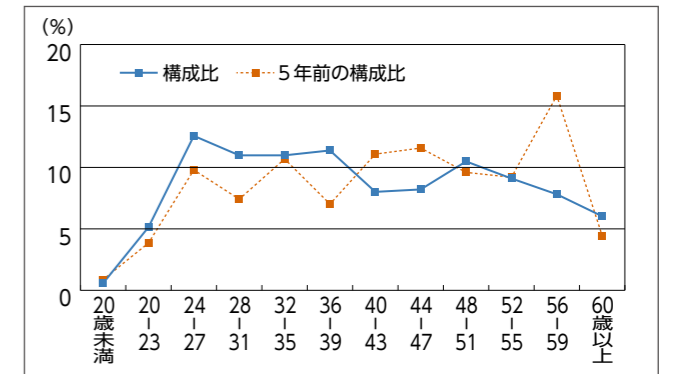
特別職の報酬等

(令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	85万2,300円(94万7,000円)
	副市長	65万7,000円(73万円)
	教育長	58万5,900円(65万1,000円)
報酬	議長	53万9,000円
	副議長	46万5,000円
	議員	43万円
期末手当	市長	(令和3年度支給割合) 6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分
	副市長	
	教育長	
	議長	
退職手当	市長	退職時の給料月額の420/100 ×勤続年数
	副市長	// 300/100×勤続年数
	教育長	// 220/100×勤続年数
	議員	

(注) 給料の()は、減額措置を行う前の金額です。

年齢別職員構成 (令和3年4月1日現在)



級別職員数等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	104人	21.7%
2級	主事・技師	129人	26.9%
3級	係長・主任	69人	14.4%
4級	主査	47人	9.8%
5級	課長補佐・副主幹	87人	18.2%
6級	課長・支所長・主幹	34人	7.1%
7級	部長	9人	1.9%
計		479人	100%

(注) 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

スマートフォンの使い方が学べます



スマートフォンをうまく使いこなせていない人、購入を検討している人向けに、電源の入れ方や電話のかけ方、インターネット、カメラ、アプリの使い方など基本的な操作をお伝えします。ぜひ気軽に参加してください。

【スマホを持っている人限定】

月日	時	場所
12月8日(木)	午前10時30分～ 午後1時～ 午後2時30分～	大野原会館
12月15日(木)	午前10時～ 午後1時～ 午後2時30分～	観音寺東公民館 観音寺中央公民館
1月12日(木)	午前10時30分～ 午後1時～ 午後2時30分～	豊浜福祉会館
1月19日(木)	午前10時～ 午後1時～ 午後2時30分～	観音寺東公民館 観音寺中央公民館

- 人数 各回8人(先着順)
- 対象 市内在住でスマホを持っている人
- 料金 無料
- 申し込み先
(株)モバイルコム ☎089-989-7003
平日午前10時～午後5時30分

【スマホを持っていない人も参加可能】

月日	時	場所
12月5日(月)	午後2時～	豊浜福祉会館
12月9日(金)	午後2時～	観音寺東公民館
12月21日(水)	午前10時～	観音寺中央公民館

- 人数 各回7人(先着順)
- 対象 市内在住の人
- 料金 無料
- 申し込み・問い合わせ先
企画課 ☎23-3917
平日午前8時30分～午後5時15分

登録型本人通知制度の事前登録をしていますか



●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人(除票・除籍を含む)

●登録方法

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課または各支所で登録手続きをしてください。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本(除籍、改製原戸籍を含む)
- ・戸籍の附票の写し

●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別
(本人等の代理人、それ以外の第三者)

問い合わせ先

市民課 市民係 ☎23-3924 ☎23-3959

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

●対象

①住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で本市に住所があり、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯(課税者の扶養親族等のみで構成された世帯を除く)

②家計急変世帯

予期せず令和4年1月～令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込み額が、住民税非課税世帯相当額以下になる世帯

●申請方法

①住民税非課税世帯

市から対象世帯へ確認書を発送しています。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で提出してください。

②家計急変世帯

申請書を社会福祉課(市役所1階)へ持参してください。申請書は社会福祉課で配布します。

●給付額

1世帯当たり5万円

※①、②の重複受給はできません

●申請期限

①、②ともに令和5年1月31日(火)まで

問い合わせ先

社会福祉課 福祉総務係 ☎23-3930

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取に注意!

市の職員が、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることはありません。自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、すぐに市役所または警察署相談窓口(#9110)に連絡してください。



俳句絵手紙作品展

子どもたちの俳句を絵手紙風に仕上げた作品展です。俳句と絵手紙のコラボレーションをご覧ください。

市役所1階ロビー

●日時 12月5日(月)～16日(金)

※土・日曜日は閉庁、最終日は午後3時まで

大野原図書館

●日時 令和5年1月5日(木)～12日(木)

※月曜日は休館、最終日は午後3時まで

豊浜図書館

●日時 令和5年1月13日(金)～20日(金)

※月曜日は休館、最終日は午後3時まで

問い合わせ先

文化振興課 文化芸術係 ☎23-3943

☎23-3956



令和5年観音寺市はたちの集い

●日時 令和5年1月8日(日)

午後1時受け付け開始

●場所 ハイスタッフホール

●対象

- ・平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれで、本市に住所や帰省先がある人
- ・市内の小・中学校に在籍したことがある人

●内容

恩師からのビデオメッセージ、記念式典など

●注意

- ・案内状は市内に住所がある人に、12月上旬に郵送します。同封している受付用紙に必要事項を記入し、当日持参してください。案内がなくても、該当する人は出席できます(市ホームページから案内受付用紙をダウンロードしてください)。
- ・マスクを着用し、発熱など体調の悪い人は入場をご遠慮ください。
- ・会場への入場は、対象者本人とご家族1人のみでお願いします。

※本年度より、式典の名称が「成人式」から「はたちの集い」へ変更となりました。

問い合わせ先 文化振興課 ☎23-3943

☎23-3956



オミクロン株(BA.4/5)対応ワクチンの接種が始まります

●**対象者** 令和4年8月末までに2～4回目接種が完了した12歳以上の人 ※予約受付中

●**予約方法**

①インターネットで予約 予約サイト：<https://jump.mrso.jp/372056/>

②コールセンターへ電話 ☎0875-63-8088

(午前8時30分～午後5時30分)

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

●**BA.4/5対応ワクチン接種予定医療機関** (11月15日現在・50音順)

石川医院 (大野原町)	国土外科医院 (古川町)	日野外科医院 (杵田町)
おざきこどもクリニック (杵田町)	小林整形外科医院 (杵田町)	富士クリニック (観音寺町)
香川井下病院 (大野原町)	小山医院 (村黒町)	松井病院 (村黒町) ●
門脇医院 (大野原町)	島田皮膚科医院 (昭和町)	三豊総合病院 (豊浜町)
かもだ内科クリニック (坂本町)	清水病院 (杵田町)	宮崎内科医院 (観音寺町) ※
河田医院 (茂木町)	たしる医院 (南町) ◆	森内科医院 (八幡町) ※
クニタククリニック (杵田町)	中央クリニック (観音寺町)	もりの木おおにしクリニック (茂西町)
クリニック池田 (植田町)	富田内科医院 (杵田町)	やまじ呼吸器内科クリニック (大野原町)
合田循環器内科医院 (豊浜町) ◆	羽崎病院 (栄町)	渡辺ハートクリニック内科 (植田町)

◆：16歳以上のみ接種可能な医療機関

※：自院でのみ予約を受け付ける医療機関

●：18歳以上のみ接種可能な医療機関

注意 すべての医療機関でファイザー社ワクチンを使用



乳幼児(生後6カ月～4歳)の接種が始まります

●**対象者** 生後6カ月～4歳で、市に事前に接種券発行申請をしている人 ※随時受付中

●**使用するワクチン**

ファイザー社の乳幼児用ワクチン

※ファイザー社の従来株ワクチン(12歳以上用)に比べて、有効成分は10分の1です

●**接種回数と接種間隔** 3回

回数	接種間隔
2回目	1回目の接種から3週間の間隔を空けて接種
3回目	2回目の接種から8週間の間隔を空けて接種

※1回目または2回目の接種後に5歳になる場合でも、3回すべて乳幼児用ワクチンを接種してください。

※接種券が届いて1回目の接種を受ける前に5歳の誕生日の前日を迎えている場合、乳幼児用ワクチンの接種はできません。小児(5～11歳)用のワクチンを接種してください。

●**接種開始日** 12月1日(木)

●**接種予定医療機関** (11月15日現在・50音順)

おざきこどもクリニック、三豊総合病院、三野小児科医院

●**接種当日に必要なもの**

接種券一体型予診票、母子健康手帳、接種する人と保護者の本人確認書類

●**乳幼児(生後6カ月～4歳)の保護者へ**

・ワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。

・予診票に保護者の署名がなければ接種することができません。



ワクチンを受けるには本人の同意(※15歳以下は保護者の同意)が必要です

感染症予防の効果と副反応のリスクを理解した上、本人の意思で接種を判断してください。周囲へ接種を強制したり、接種していない人に差別的な対応をすることはあってはなりません。

問い合わせ先 健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎23-3927

12月3日～9日は「障害者週間」です

障害者週間は、障がいや障がいのある人への関心と理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進する週間です。この機会に、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組んでいきませんか。

●**障がい者を差別から守りましょう**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的な人権を守ることが定められています。

①**不当な差別的取り扱いの禁止**

障がいを理由に、施設の利用やバス、タクシーの乗車を断ってははいけません。

②**合理的配慮の提供**

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担にならない範囲で対応することが求められています。

・高い所の商品を取って渡す

・筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション方法を工夫する など

●**ヘルプマークを配布**

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークを配布しています。

〈**配布場所**〉

社会福祉課、各支所、香川県西讃保健福祉事務所

●**障がい者を虐待から守りましょう**

障がい者虐待は、家庭や施設、職場など、さまざまな場所や人間関係の中で起こります。気がかりなことがあれば、迷わず相談しましょう。



24時間相談受付

障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)

☎23-3963

※夜間、休日は守衛室に転送後、担当者に連絡します。

●**ひきこもり相談窓口**

家族だけで解決しようと悩んでいませんか。相談窓口を利用してください。

名称	対象	連絡先
香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	当事者や家族、関係者	☎087-804-5115 高松市松島町一丁目17番28号
香川県西讃保健福祉事務所		☎25-2052 坂本町七丁目3番18号
市社会福祉課障がい者福祉係		☎23-3963 坂本町一丁目1番1号
香川県西部子ども相談センター	18歳未満の子ども(本人、家族、学校の先生、地域の人など)	☎0877-24-3173 丸亀市土器町東八丁目526番地
香川県教育センター	おおむね18歳までの子どもとその保護者、学校(園)関係者	☎087-813-0945 高松市郷東町587番地1

問い合わせ先 社会福祉課 障がい者福祉係

☎23-3963 ㊟23-3993

12月4日～10日は第74回人権週間/12月10日は世界人権デー

人権は、人間らしい幸せな生活を営むために必要な権利です。互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会にしましょう。

●**令和4年度啓発活動 年間強調事項**

・女性の人権を守ろう

・子どもの人権を守ろう

・高齢者の人権を守ろう

・障がいを理由とする偏見や差別をなくそう

・部落差別(同和問題)を解消しよう

・外国人の人権を尊重しよう

・性的指向や性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう など17項目



●**女性の人権ホットライン**

配偶者からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談電話です。

☎0570-070-810

●**12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間**

北朝鮮当局による拉致などの問題に関心を持ち、認識を深めましょう。

●**出前講座**

差別や人権侵害のない地域や職場づくりのため、自治会の会合や職場研修に、講師を無料で派遣します。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928